

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

徳島市長 遠藤 彰良

市町村名 (市町村コード)	徳島市 (36201)
地域名 (地域内農業集落名)	北井上地区 (観音堂橋本、南芝原天地、野神、神楽免、宮ノ本、天満西沢、古川、榎島角瀬、宮ノ北、朝日桜本、佐野塚、西黒田、大西流水、西黒田中東、南郷中島、東分)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月26日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・権利関係や排水等の条件が悪い農地は借り手がなく、耕作放棄地になっている。
 - ・跡継ぎは定年退職後にするというのが多く、若い就農者はほとんどいない。
 - ・高齢化が深刻で、農地の賃貸借期間満了を待たずに農地が返却されることもある。
 - ・排水が悪く、農道も狭いような地域がある。機械が入らないような地域は放棄地になっていきやすい。
 - ・本地域は、農地中間管理機構に登録している農地がほとんどない。
 - ・農作物の価格転嫁が必要である。
- 主な作物: 水稻、ブロッコリー、ほうれん草、枝豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・儲かる農業を目指し、新たな農業者の確保・育成ができる地域づくりをする。
- ・農地のマッチングがスムーズに行える仕組みづくりをし、耕作放棄地の発生を防止する。
- ・地域で生産された飼料作物と畜産農家との連携がはかれ、循環できるように取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	299.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	299.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
 以下の農地における営農型太陽光発電事業について協議の場(令和6年12月26日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用支障がないことを確認した。
 国府町西黒田字北傍示271-1番地(位置図1)・国府町東黒田字朝日6-1番地(位置図2) 2,351㎡(転用面積9.13㎡)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・対象地区内の農地利用は、地域の担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地の集積を促進するため、今後さらに農地中間管理機構を活用していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・老朽化している用排水施設等の改修や大区画化への整備を検討し、有効利用を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと連携して相談体制を確立し、農地のあっせんや技術的指導の支援を図っていく
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・集落営農組織の設立やサポート体制の整備、小集落での共同作業や分業制などに取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鴨の被害が拡大しないように防止柵やネット、テープで設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調整施設、堆肥舎などの農業用施設の集約化を進める。

⑨飼料作物をつくる農家と畜産農家が連携できる体制をつくり、家畜排せつ由来堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。

北井上地区 営農型太陽光位置図 地図 1



北井上地区 営農型太陽光位置図 地図 2

